

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成22年2月1日

とびうめ信用組合

・事業資金取引に係る貸付条件の変更等申込み・ご相談に対する対応

当組合の事業資金貸付をご利用いただいている中小企業者のお客様が、不安定な経済情勢の影響等により、受注減少や売上減少などの減収、あるいは利幅低下などの事情から、ご返済が困難となった場合には、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

・住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・ご相談に対する対応

当組合の住宅資金貸付をご利用いただいているお客様が、勤務先の業績悪化等による給与・ボーナスの減収、リストラによる転職等に伴う減収などの事情から、ご返済が困難となった場合には、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

・貸付条件の変更等の申込み・相談に対して、適切な対応を行うための管理態勢

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談（以下、ご相談等といいます）に対して、各営業店と本部融資部が連携して以下の対応を行います。

- （１）お客様の実情を十分に踏まえ適切な審査を行います。
- （２）ご相談等に対する対応状況の把握を行い、迅速な検討・回答に努めます。
- （３）ご相談等の内容やお客様に対する回答・対応の内容を記録、保存します。
- （４）貸付条件の変更等を行って経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めます。

なお、上記対応の推進状況および問題点等については理事会に報告し、適切な管理態勢の維持に努めてまいります。

・他金融機関等との緊密な連携関係の構築

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で、該当する他金融機関等との間で、相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

・お客様への説明態勢の充実

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。

・貸付条件の変更等の実施状況の公表

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。